

様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 ※2	総合評価	担当課	特記事項
				着手	※1 再評価	完成						
	道路事業 国道388号 丸槇工区	美郷町	延長 L=1.600m 幅員 W=5.5(7.0)m	H19	—	H22	994	①	<p>【事業の目的】 線形不良や幅員狭小の隘路区間を改良し、安全で円滑な交通を確保するとともに、異常気象時の通行規制区間の解除など、自然災害に強い道路を整備することを目的としている。</p> <p>【事業効果の発現状況】 幅員狭小や線形不良の隘路区間を改良したことにより、走行速度が改善され、円滑な通行が確保された。 平成26年12月には隣接工区の日平バイパスも開通し、西郷区と南郷区のの利便性が向上した。</p> <p>時間短縮効果 改良前 L=1.59km 平均速度15km/h 所要時間6.4分 改良後 L=1.59km 平均速度40km/h 所要時間2.4分(約4割の時間短縮)</p> <p>本区間の事前通行規制区間が解消された。</p> <p>【事業による環境の変化や環境保全】 法面部には緑化を実施し、現在は周辺の植生にもなじんでおり、事業による環境の変化は見られない。</p> <p>【施設の維持管理状況】 適正に維持管理されており、道路管理上の問題は無い。</p> <p>【今後の事業評価の必要性】 当該区間の整備により、円滑な交通が確保されるとともに、事前通行規制区間の解消の効果が確認されるなど、所定の効果が発現しており、更なる事後評価の必要性はないものと考えられる。</p> <p>【改善措置の必要性】 当該区間の改良により走行性の向上、円滑な交通が確保されるとともに、事前交通規制区間の解消が図られており、今後の改善措置は必要ないものと考えられる。</p> <p>【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】 特になし</p>	事業効果が認められる。	道路建設課	特になし

(対象理由) ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。